

深谷市環境審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、深谷市環境基本条例（平成18年深谷市条例第163号）第24条第5項の規定に基づき、深谷市環境審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己等の利害に直接関係のある事項を審議する場合は、議事に加わることはできない。

(関係者の出席)

**第4条** 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第5条** 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(その他)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年1月1日から施行する。